

## 岡山市職員の懲戒処分等について

令和5年10月5日付で以下のとおり懲戒処分等を行いました。

### 1 被処分者

南区役所 副主査級職員 40代 男性

### 2 処分内容

減給10分の1 1月

### 3 事案の概要

当該職員は、令和5年8月28日(月)18時30分頃、勤務を終え、退勤途中に、自家用車で市道を走行中、交差点で自転車を運転する小学生の女兒と接触する事故を起こし、全治1週間の怪我を負わせました。

事故直後、職員は、女兒には怪我がなく対処不要と思い込み、被害者の救護措置と警察への通報を行うことなく、現場から離れそのまま帰宅しました。

事故を目撃した通行人から警察へ通報があり、岡山南警察署の捜査が行われ、令和5年9月19日(火)に、本人が事故を起こしたことを認めました。

### 4 処分理由

当該職員がした行為は、全体の奉仕者として、法を守り、市民の模範となり、高い廉潔性を求められる市職員にあるまじき行為であって、市民の信頼を裏切り、市職員全体の名誉と信用を失墜させるものです。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の懲戒事由該当として、処分を行うこととしました。

### 5 管理監督責任

上司である所属長1人に対し口頭による注意を行いました。

### 6 その他(再発防止)

職員に対し、総務局長名にて、綱紀の厳正等について文書をもって通達します。

【参考】

○ 地方公務員法(抜粋)  
(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

【問い合わせ先】

岡山市 人事課 宮本・藤本 直通086-803-1090 内線3420